

横浜市都市美対策審議会景観審査部会設置要綱

制 定 平成19年5月9日 局長決裁

改 定 令和元年8月19日 局長決裁

(設置)

第1条 横浜市都市美対策審議会条例(昭和40年7月横浜市条例第35号)第8条第1項の規定により、横浜市都市美対策審議会に景観審査部会を設置する。

(招集等)

第2条 景観審査部会は、横浜市都市美対策審議会運営要領第13条第2項の規定により、必要に応じ部会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等景観審査部会の会議を開催することが困難であると部会長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで、景観審査部会の会議に代えることができる。

(審議事項)

第3条 景観審査部会は、次に定める事項について審議する。ただし、他の部会において審議する場合においてはこの限りでない。

- (1) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年2月横浜市条例第2号)(以下景観条例という)第6条第2項及び第15条の規定に基づく市長への意見の提出に関し、会長が、部会の審議を必要と認める事項
- (2) 景観条例第9条第4項の規定に基づく市長への意見の提出に関する事項
- (3) 地区計画の規定に基づく市長への意見の提出に関する事項。ただし、軽微な増築等を行うもので、かつ周辺への影響が微細な建築として、景観審査部会で定めた基準に適合する事項は除く。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(審議意見)

第4条 景観審査部会の意見は、部会長が取りまとめる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、景観審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この設置要綱は、平成19年6月14日から施行する。
(横浜市都市美対策審議会地区計画審議部会設置要綱の廃止)
- 2 横浜市都市美対策審議会地区計画審議部会設置要綱(平成15年2月25日局長決裁)は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和元年8月26日から施行する。